

(平成 31 年 3 月 6 日労働安全衛生委員会)

## 山口大学受動喫煙防止対策方針について

労働安全衛生委員会委員長  
副学長（人事労務担当）

平成 30 年 7 月 25 日付で「健康増進法の一部を改正する法律」が公布され、これまで本学が取り組んできました受動喫煙防止対策に加えてより一層の強化が義務付けられました。

つきましては、改正の趣旨である「望まない受動喫煙」をなくすため本学は次のとおり法令を遵守します。

### 山口大学は全面禁煙を目指します。

これまで本学が取り組んできた受動喫煙防止対策は、法令により、小串地区及び附属学校園は敷地内禁煙、吉田地区及び常盤地区は屋内禁煙としてきました。この度の改正により、本学は特定施設の第一種施設に該当するため 2019 年 7 月 1 日よりすべて敷地内禁煙となります。

このことにより、小串地区及び附属学校園においては既に全面禁煙をとっておりますが、吉田地区及び常盤地区(宣言済)においても全面禁煙を目指したいと考えます。

ついでには、法令の改正に伴い、敷地内に喫煙所の設置は原則認められなくなりましたので、建物及び建物に隣接（出入り口、外壁、屋上、ベランダ等）した場所に設置している喫煙所及び法で定められている受動喫煙防止対策がとられていない屋外喫煙所は、2019 年 6 月 30 日までに撤去することになります。

なお、敷地隣接地の多くは附属学校園の児童・生徒等や本学学生等の通学路であり、かつ、患者等を含めた一般市民の方が行き交う公道のため喫煙することのないようにご協力下さい。

以上